

静岡県告示第218号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年3月23日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

南沼上長仙ヶ谷 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
静岡市	葵区	川合	東石出	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線、及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
				1554 1号
				1554 2号
				1556 3号
				1556 4号
				1558 5号
				1569 6号
				1574 7号
				1551-1 8号
				1552-1 9号
				1553 10号
				1553 11号
				1553 12号
1553 13号				